

平成18年4月7日

「川崎市コミュニティビジネス支援融資」の取扱開始について

横浜信用金庫（横浜市中区尾上町2-16-1 理事長 斎藤 寿臣）は、平成18年4月3日より、川崎市のNPO法人を対象とした「川崎市コミュニティビジネス支援融資」の取扱いを開始しました。信用金庫でこの制度融資を取扱うのは当金庫が初めてです。

これにより、川崎市内での「NPO法人向け融資」の資金需要に対応できることになり、川崎市内で地域活性化を担う事業者への資金支援を積極的に行っていく方針です。

当金庫では従来より社会福祉法人やNPO法人など非営利法人に対し積極的に融資を取扱ってきました。特に最近ではNPO法人以外に、コミュニティビジネス事業としての起業が増加していることから平成17年2月1日より、プロパーの制度融資としてNPO法人を含むコミュニティビジネス事業者向け融資「拓く」を発売しました。

続いて平成17年4月1日付けで、横浜市と財団法人横浜産業振興公社と連携して、「横浜こみゅにていろん」を発売し、同時に「神奈川県コミュニティビジネス支援NPO法人融資」の取扱いを開始しました。

その結果、平成17年度においてNPO法人を含むコミュニティビジネス事業者向けの融資は合計で18件1億4千万円の実行実績となりました。取扱い企業の業種は高齢者支援が半数近く占め、その他は子育て支援、障害者支援、環境保全、まちづくり支援などとなっています。

記

1. 申込資格
 - ・主たる事務所が川崎市にあるNPO法人であること
 - ・融資を受けようとする事業が1事業年度以上経過していること
 - ・納期が到来している市県民税を完納していること
2. 資金使途
 - ・運転資金／設備資金
3. 融資限度額
 - ・500万円以内（但し、助成金等の交付までのつなぎ資金は1000万円以内）
4. 融資期間
 - ・運転資金／設備資金とも5年以内（据置期間6ヶ月を含む）
 - ※つなぎ資金は1年以内
5. 融資利率
 - ・年2.70%（固定金利）
 - ※上記金利の有効期限は平成19年3月31日実行分まで
6. 保証人
 - ・連帯保証人1名以上
 - ※代表者等の理事とする
7. 担保
 - ・原則無担保

以上

たしかな明日のお手伝い



横浜信用金庫

神奈川・東京に60店舗